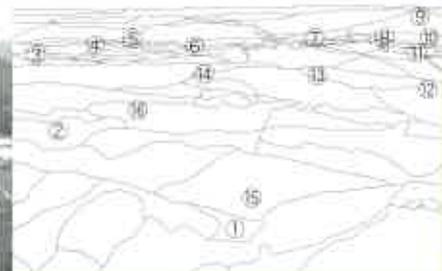


《古写真を読む》 「緑が丘」以前は緑の丘～開発前の航空写真みつける～



- ①湯ヶ谷二又池（現存せず）、②現在のイオン三木青山店付近、③垂水病院、④高射砲跡地の丘（現在ナリス化粧品兵庫工場）、⑤広野高原病院、⑥県立のじぎく養護学校、⑦広野住宅地（現在緑が丘町本町）、⑧神戸電鉄「緑が丘」駅、⑨雄岡山、⑩廣野ゴルフ倶楽部、⑪山田川疎水広野支線1号池、⑫現在の緑が丘町西付近、⑬現在の緑が丘町中付近、⑭現在の緑が丘町東付近、⑮現在の志染町青山5丁目付近、⑯志染町青山6丁目付近

旧『三木市史』（1970年発行）の編さん関係資料を調査・整理するなかで、現在の緑が丘町から自由が丘付近のニュータウン開発がされる前の地域を撮影した空中写真が見いだされました。写真は、昭和40年（1965）前後のものと推定されます。まだニュータウン開発の兆候もなく、昔からの里山こゝろなんじの姿が写されています。上の写真は、志染町高男寺の上空から南の方向を撮影したものです。

写真の右手上方に⑨雄岡山おっこさんが見えますが、その手前には⑩廣野ゴルフ倶楽部の森と⑪山田川疎水そすい広野支線の1号池が白く光って見えています。写真では確認できませんが、ゴルフ場と1号池の間を神戸電鉄粟生線が通っていますので、⑧付近が緑が丘駅になります。

戦後に駅前から北東方向の⑦の付近に最初の宅地開発がなされ「広野住宅地」とよばれましたが、ここがのちに緑が丘町本町となります。このころには、すでに⑥県立のじぎく養護学校や、⑤広野高原病院、③垂水病院が建てられていましたが、現在のナリス化粧品兵庫工場はなく、戦時中に高射砲陣地のあった④丘が残っていました。眼下には、今はなくなった①湯ヶ谷二又池というため池が見えますが、このあたりは造成されて現在志染町青山5丁目になっています。

モノクロ写真なので色はわかりませんが、樹木が伐採されて草が生えている場所がところどころ見られるものの、大部分は緑でおおわれていました。緑が丘町は、文字通りの「緑の丘」でした。（木村）



（写真左）志染町吉田上空より南（現自由が丘付近）を望む（画面下の谷田は現在三木山陽病院敷地）

（写真右）神戸電鉄意比須駅付近上空より東を望む（右上は雄岡山、画面下に林間を通る神鉄線路がみえる）

《市史の窓》 明治のはじまりと氏子札（志染町御坂）

『新三木市史』地域編の志染編に関連して、志染町御坂の御坂神社文書を整理していると、木札がでてきました。表面には「御坂社」の名前がみえ、ほかに村名と姓名、性別・年齢が書き込まれています。また裏には「明治四年十一月」とあり、御坂神社の神主の名前が記入され、印鑑がおされています。大きさは、縦約9cm・横約6cmです。志染中の家族一家分(6枚)が、10年ほど前に神社に寄贈されました。これは「氏子札」と呼ばれるものです。

この氏子札は、明治4年(1871)に出された政策(太政官布告第322号「大小神社氏子取調ノ方ヲ定ム」)により、その発行が義務づけられ、「氏子帳」とよばれる帳面とあわせて、人々がどの神社に属するかを明らかにする機能をもっていました。

この政策によれば、出生児は戸長に届け出をし、その証書を持参して神社から氏子札を受けました。これは身分証明書兼守り札の役割をはたしました。出生場所・姓名・住所・生年月日・父の名を戸長に届け出ると、戸長により神社に達しがいきました。移転のときには、その地の神社の守り札を受け、死亡のときには返納します。また、神葬祭の場合はこの札を「神霊主」(魂を移して祭壇に安置して祀るもの。仏教でいうところの位牌)とすることになっていました。

それ以前の江戸時代には、寺が村人の身分を保証する寺請制度がありました。江戸幕府のキリスト教弾圧政策に関連して、キリシタンではないことを保証するとともに、寺は周辺の人々を檀家として把握することになりました。この寺請制度は、寛永12年(1635)頃から始まり、寛永15年頃には全国的に成立していたとみられています。またその後、寺請制度に合わせて各村単位の「宗門人別改帳」を作成す



氏子札(左・表、右・裏)

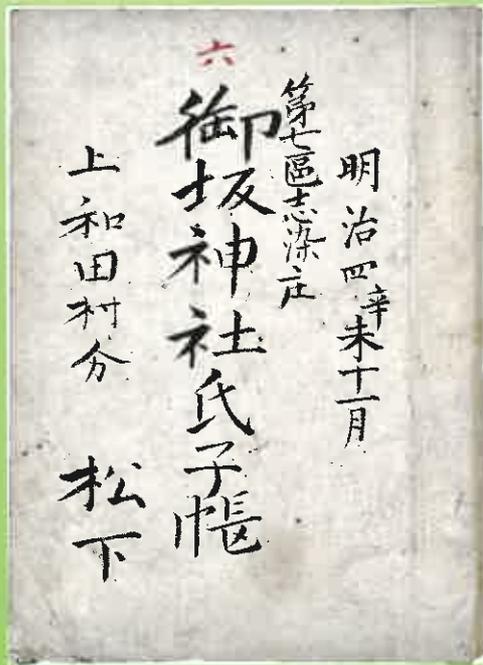
るようになりました。これは「宗門改帳」と「人別改帳」という二つの要素が合わさったもので、戸主からその家族・奉公人にいたるまで、名前・年齢・所属寺院・その家の牛馬の数や所持高などを記載し、戸籍原簿の役割を果たしました。寛文年間(1661~72)頃には全国で実施されました。(寺請制度から始まった寺との関係はいまでもあり、檀家として地域の寺との付き合いが行われています。)

しかしながら明治時代の一時期、この檀那寺と檀家の関係が神社と氏子との関係に変わりました。これまで寺に属することになっていた人々が神社に結び付けられることになったのです。これは明治政府の神祇制度政策に深くかかわったものでした。明治4年には「郷社定則」(太政官布告第321号)により、戸籍一区に郷社を置くことが定められ、その下に村社を置くことが義務付けられました。

ただ、戸籍については別に制度化が進み、明治4年4月4日には戸籍法が公布され、翌年には全国的に戸籍の作成が命じられました。これまでの人別帳では庶民のみが把握され、武士はその対象ではなかったのですが、四民平等の建前のもと臣民一般をその地において収録することになったのは、明治以降の大きな変化でした。

明治の新制度として始まった氏子札と氏子帳の制度ですが、明治6年5月には廃止されています。新たな戸籍法が始まったことや、新たに定められた氏神社が旧来の氏子域の範囲と異なっていたため混乱が生じたことなどがその理由と考えられています。

わずか数年の制度でしたが、この数枚の木札から明治という新しい時代の姿がみえてきます。(関山)



御坂神社氏子帳(表紙)

市史編さんボランティア、参加・見学お待ちしております！ (3)

私たちは、市史編さんボランティア・メンバーとともに、市内にある文献資料を記録に残す取り組みを行なっています。対象として扱っている資料は、地域に関する様々な事柄が記録された古い文献資料（古文書、書籍、絵図など）です。現在の活動人数は約20名で、水・木曜日の2グループに分かれて作業を行なっています。このコーナーでは、ボランティア作業の実際について紹介します。

今回は、文献資料の修復作業について紹介いたします。

三木市内の自治会や旧家が保管する文献資料には、江戸時代や明治時代、つまり、百年、二百年以上も前につくられたものが数多くあります。それらは、蔵や物置のなかで、長い間、人知れず保管されているおかげで、次世代へと受け継がれるケースも多々あります。

一方で、それらの文献資料は、長い年月の間に、紙を食べる虫のエサになったり、ネズミにかじられたりして、穴あき状態になることも！

また、文献資料が蔵のなかで何十年、何百年もの間、湿気や乾燥の影響を受け続けると、紙が伸び縮みを繰り返し、紙の表面の絵具がはがれたり、もともとのりで接着して一枚の紙に仕立てていた文献資料がバラバラになったりする場合があります。

三木市史編さん室では、虫食い穴あきになった資料や、絵具がはがれた資料、紙の継ぎ目がはなれ



継ぎ目はがれの修復。水で薄めた「でんぶんのり」で

た資料など、手当てが必要な文献資料が見つかった場合、修復作業を行っています。



過去には、修復の専門家による指導のもと、ボランティア・メンバーが、大規模な修復を行った場合もあります。村の歴史を示す大事な絵図に大規模な修復が必要になったとき、三木市にゆかりのある文化財修復家・尾立和則先生おりのゆうかずのりの指導のもと、市史編さんボランティアのメンバーが絵図の修復にあたりました。(小澤)



文化財修復家・尾立先生



村絵図の修復 (2019年3月28日撮影)

開催日時：毎週水・木曜（どちらか1日の参加でもOK）
13:00～15:00（※新型コロナウイルス感染予防のため活動時間を短縮中）／場所：みき歴史資料館2階市史編さん室
ボランティアの活動内容：①デジタルカメラでの古文書の写真撮影、②江戸時代以降の崩した文字（崩し字）の解読、③資料の修復（しわのぼし・糊づけ等）、④新聞検索（各社新聞から三木に関する記事を選別する）。

編さん室トピックアップ

地域編「三木部会」の発足

令和2年8月29日、三木市史編さん室にて、新たに発足した地域編「三木部会」の第1回協議が開催されました。最初に部会長の選出が行われ、岩崎良則さんが部会長に就任されました。今後「三木部会」の皆様には、新三木市史地域編『三木の歴史』の刊行（令和4年度末刊行予定）をめざし、編さん室との協議



や史料調査、執筆などに取り組んでいただきます。住民の皆様におかれましても「三木部会」の活動へのご理解と積極的なご協力をお願いいたします。

研究紀要「市史研究みき」第5号の発行

令和2年8月31日付で研究紀要の第5号が発行されました。本号では、大国正美さん（神戸深江生活文化史料館長・明石市史近世部会長）に、新たに見いだされた近世後期の明石藩領絵図についての解説論考をご寄稿いただいたのをはじめ、50年前に刊行された旧『三木市史』の編さん過程に関する論考（編さん室・笠松敬太執筆）や、「三木・美囊 地域歴史文化の潮流」と題した小特集2篇（神澤誠吾さん、進藤輝司さん執筆）、そして、口吉川町の旧家より発見された江戸時代の「染型紙」や近代の地区の記録を取り上げた史料紹介、戦前の口吉川村における教育につい

での読み物（川内淳史さん執筆）を掲載するなど盛りだくさんの内容になりました。既刊の新三木市史地域編6『口吉川の歴史』ともども多くの市民の皆様にご覧いただければ幸いです。新三木市史と研究紀要は、みき歴史資料館や三木市史編さん室（資料館2F）などで購入できます。詳しくは市史編さん室まで。



新型コロナ禍のもとの編さん事業継続

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定にもとづき、日本政府は東京都、大阪府、兵庫県など7都府県に緊急事態宣言を発出しました。同月16日には、宣言の適用区域が全都道府県に拡大し、翌月25日に解除されるまでのおよそ1か月半にわたり、新型コロナウイルス感染の拡大を止めるために全国民が苦しい生活を送ることを余儀なくされました。解除後も感染の拡大は継続し、今なお息の詰まるような生活様式を強いられています。市史編さん室の活動も、宣言下での調査の自粛など活動の制限・遅延を余儀なくされましたが、市民の皆様のご理解とご協力を賜り、感染予防に注意を払いながら、事業を進めています。まだしばらくこうした状況の継続することが予測されていますが、引き続き事業継続へのご理解をいただきますようお願い申し上げます。

三木の古い資料や写真の情報をお寄せください！

- ◆ くずした文字で書かれた帳面や一枚ものの文書などの古文書
- ◆ 和紙に書かれた冊子などの古い本
- ◆ 明治・大正・昭和の古いノートや記録（日記・手紙など）
- ◆ 三木市域の古い写真、絵画、映像など
- ◆ 自治会などの団体、地域でのグループ活動などの記録や資料
- ◆ 古いふすまや屏風（古文書が、下張りに使われていることがよくあります。）

皆様のお近くにある古い記録類は、地域の歴史を物語る大切な歴史遺産です。上記のような資料の情報をお持ちの方は、ぜひ市史編さん室までご一報ください！！

市史編さんだより 第9号（令和2年9月30日発行）

編集発行：三木市総務部 市史編さん室

連絡先：〒673-0432 兵庫県三木市上の丸町4-5 みき歴史資料館2階 電話 0794-83-1120 / FAX 0794-83-1190

ホームページURL：https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/9/